

笠間市議会予算決算委員会建設産業分科会記録

令和7年12月4日 午前10時36分開会

出席委員

委員長	長谷川 愛子 君
副委員長	安見 貴志 君
委員	村上 寿之 君
〃	石井 栄 君
〃	飯田 正憲 君
〃	小藺江 一三 君
〃	石崎 勝三 君

欠席委員

なし

出席説明員

産業経済部長	礪山 浩行 君
都市建設部長	田中 博 君
上下水道部長	植本 純平 君
観光課長	山内 一正 君
観光課長補佐	藤井 伸広 君
観光課主査	塩田 誠 君
農政課長	菊地 恵一 君
栗ブランド戦略室長	藤咲 篤 君
農政課長補佐	須藤 辰紀 君
農村整備室長	石崎 武 君
農政課主査	川又 英人 君
農村整備室主査	石井 正昭 君
農村整備室主査	安蔵 幸子 君
商工課長	桑嶋 一志 君
商工課長補佐	山本 明子 君
商工課主査	横須賀 学 君
商工課主査	片岡 昌之 君
建設課長	川松 信一 君

建設課長補佐	佐山和代君
建設課主査	中村哲也君
建設課主査	町田洋哉君
建設課主査	島田篤君
建設課主査	齋藤直志君
管理課長	鈴木滋君
管理課長補佐	河内和也君
管理課主査	酒井一典君
管理課主査	久保田博和君
管理課主査	廣瀬美和子君
都市計画課長	河原井浩典君
都市計画課長補佐	大嶋信二君
都市計画課主査	安保信男君
都市計画課主査	郡司和英君
都市計画課主査	藤枝秀延君
農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局主査	田所裕美君
水道課長	古木滋君
水道課長補佐	田中英樹君
水道課主査	鈴木恵寿君
水道課主査	仲野一成君
下水道課長	高久和一君
下水道課長補佐	野沢力君
下水道課主査	松下哲也君
下水道課主査	吉成宏君

出席議会事務局職員

次	長	石井謙
係	長	神長利久

議事日程

令和7年12月4日（木曜日）

午前10時36分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第 98号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第101号 令和 7 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第102号 令和 7 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

(2) その他

午前 10 時 36 分開会

○長谷川委員長 予算決算委員会建設産業分科会の皆様並びに執行部の皆様におかれましては御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会建設産業分科会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに配付しました資料のとおりであります。また、議会事務局より石井次長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いいたします。

また、本日傍聴の申出がありましたので、ここにて報告をいたします。

○長谷川委員長 それでは、これより議案第98号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）外 2 件の当分科会に依頼になりました議案の審査であります。

審査は、審査日程表により行いたいと思います。

初めに、産業経済部観光課所管分、議案第98号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）について、提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課の山内です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第98号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）の観光課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為でございます。

予算10ページを御覧いただきます。

債務負担行為につきましては、来年 4 月当初から業務を実施するため今年度中に契約事務が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

観光課所管分は 3 件ございまして、上から 3 行目、かさまコンシェルジュ業務委託、限度額 1,186 万円でございます。事業内容でございますが、かさまコンシェルジュが各種イベントでの観光ガイドやツアー添乗業務、観光キャンペーンを行うほか、笠間駅前観光案内所及び笠間稲荷駐車場観光案内所の運營業務などでございます。また、情報発信業務と

して、新たなカフェなど店舗の紹介やすてきな風景などSNSに投稿することで、観光啓発活動を行っているところでございます。

次に、次の行になります。かさま観光周遊バス運行業務委託、限度額9,955万5,000円でございます。この業務委託は、市内観光施設を回遊するかさま観光周遊バスの運行業務を委託するものでございます。本業務委託は、令和8年度から令和10年度までの長期継続契約で、単年度当たりの委託料は3,318万5,000円となります。

次の行になります。笠間工芸の丘植栽管理業務委託、限度額5,055万6,000円でございます。この業務委託は、笠間工芸の丘における植栽等の維持管理について業務を委託するものでございます。本業務委託は、令和8年度から令和10年度までの長期継続契約で、単年度当たりの委託料は1,685万2,000円となります。

続きまして、歳入はございませんので、歳出について御説明を申し上げます。

30ページを御覧ください。

6款商工費、2項観光費、2目観光振興費、8節旅費、補正額39万3,000円の増は、これまで観光課では、県の重点指標である台湾をターゲットとして、インバウンドの誘客事業を展開しております。台湾との関わりについては観光分野以外にも様々な分野に広がっておりまして、連携など、成果が出てきております。今後は、県でも誘客に注力しております韓国も新たなターゲットとして、さらなるインバウンド誘客の事業展開を行うために補正をするものでございます。

以上が観光課所管分の補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 それでは以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩とさせていただきます。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○長谷川委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農政課所管分、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課の菊地です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、農政課所管分

について御説明させていただきます。

初めに、私のほうから農政課分のうち、農業振興グループ、オーガニック推進室、農村整備室に関する部分について説明させていただき、その後、農政課栗ブランド戦略室副参事から栗ブランド戦略室に関する部分について説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、債務負担行為補正について説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

一番下の段の国営霞ヶ浦用水農業水利事業附帯県営かんがい排水事業負担金につきましては、期間を令和8年度から令和25年度までの18年間、限度額を3,850万1,000円として債務負担行為を設定するものでございます。この県営事業は、現在、平成5年度から第3期地区を実施中ですが、送水管路線整備の追加に伴い、事業期間が令和5年度から令和10年度までと5年間延長されております。今回、第3期地区の事業費が確定したため、債務負担行為を令和8年度から設定するとともに、市町負担金及び農家助成分を18年かけて償還するため、令和25年度まで設定するものでございます。

次のページ、10ページを御覧ください。

一番上の段の国営霞ヶ浦用水農業水利事業附帯団体営かんがい排水事業負担金につきましては、期間を令和8年度から令和25年度までの18年間、限度額を1,664万5,000円として債務負担行為を設定するものでございます。現在の償還計画の最終年度は令和8年度となっておりますが、最終年度は費用負担が大きくなる傾向にあることから、償還期間を延長することで負担を平準化させ毎年の負担額を減らすことができるため、債務負担行為を令和8年度から設定するとともに、農家助成分を18年かけて償還するため、令和25年度まで設定するものでございます。

次に、歳入の補正予算について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

なお、歳入の補正予算の農政課所管分の総額は349万1,000円の減でございます。また、歳出において重複する内容につきましては、歳出で詳しく御説明いたします。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金350万3,000円の減のうち、認定農業者育成確保資金等利子助成補助金2,000円の増は、認定農業者が機械や施設を導入する際に資金を借り入れたことで発生する利子のうち、1%を超える分の2分の1を県が補助するため、増額するものでございます。

その下の儲かる産地支援事業費補助金365万5,000円の減は、当初JA常陸が汎用コンバインを導入するに当たり県の補助事業である本事業を活用する予定でしたが、別の国の補助事業を活用することになったことに伴う減額が主な理由でございます。

その下の有機JAS認証取得支援事業補助金15万円の増は、県からの要望調査を実施したところ、活用要望が1件上がってきたため、増額するものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入1,800万1,000円の増のうち、上から5段目の耕作者集積協力金事業補助金返納金1万2,000円の増は、農地中間管理機構を通じて行った農地の貸し借りについて売買を理由に合意解約をするため、協力金の交付要綱を満たさなくなったことから、地権者から協力金を返納してもらうことに伴い、増額するものでございます。

次に、歳出の補正予算について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

なお、歳出の補正予算の農政課所管分の総額は929万7,000円の減でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金762万4,000円の減のうち、認定農業者育成確保資金等利子助成補助金4,000円の増は、歳入でも触れましたが、市内の認定農業者1名がトラクターを導入するに当たって資金を借り入れたことにより発生する利子のうち、1%を超える部分を県と市で2分の1ずつ助成するため、増額するものでございます。

その下の担い手対策強化促進事業補助金436万4,000円の減は、本事業の活用を予定していた認定新規就農者のうち1名は離農し、もう1名は導入を予定していた機械を知人から譲り受けたため、2名が本事業を活用しないことから、減額するものでございます。

その下の主要農産物総合支援事業補助金572万4,000円の減は、歳入でも触れましたが、当初JA常陸が汎用コンバインを導入するに当たり県補助事業を活用する予定でしたが、別の国の補助事業を活用することになったことに伴う減額と、市内の認定農業者1名が本事業を活用してICTコンバインを導入することになったことに伴う増額によるものでございます。この2件の増額を合わせて、最終的に減額となるものでございます。

次の29ページを御覧ください。

一番上の段の栗生産規模拡大支援事業補助金200万円の増は、栗の生産面積を拡大する方に対しその費用の一部を支援するため、当初予算において500万円を措置していましたが、想定を上回る補助要望が寄せられたことから、栗の生産面積を確保していくため、増額するものでございます。

その下の栗苗木支援事業補助金31万円の増は、栗の生産面積を拡大し苗木を購入して植栽する方に対しその費用の一部を支援するため、当初予算において72万円を措置しておりましたが、想定を上回る補助要望が寄せられたことから、栗の栽培面積を確保していくため、増額するものでございます。

その下の有機JAS認証取得支援事業補助金15万円の増は、歳入でも触れましたが、有機JAS認証を取得する方に対して取得費用の一部を県が補助するという事業について、活用要望が1件あったため、増額するものでございます。

その下の22節償還金利子及び割引料1万2,000円の増は、耕作者集積協力金事業県補助

金返納金でございます。歳入でも触れましたが、農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをし、耕作集積協力金の対象となった農地を、売買を理由に合意解約することに伴い、協力金の交付要件を満たさなくなったことから、県を通じて国へ返還するため、増額するものでございます。

その下の4目水田農業費、18節負担金補助及び交付金302万1,000円の減は、新規需要米流通助成事業補助金の事業費確定による減額でございます。減額の理由につきましては、前年において主食用米が不足しているということから、飼料用米から主食用米への作付が転換されたためでございます。

その下の6目農地費、12節委託料159万2,000円の増のうち、立木伐採委託料34万9,000円の増は、小原地内にあるため池の敷地内で立木が倒木したことなどから、倒木の処理などを事業者へ委託するため、増額するものでございます。

その下の園地管理業務委託料124万3,000円の増は、「笠間の栗」水田畑地化モデル事業において今年度末にエリア内の一部の工事が完了する予定であることから、工事完了後の栗の植栽業務を一般財団法人笠間市農業公社に委託するため、増額するものでございます。

その下の18節負担金補助及び交付金25万6,000円の減のうち、水利施設管理強化事業負担金26万1,000円の減は、石岡台地土地改良区において国の水利施設への補助対象経費が減額されたことに伴い、全体事業費と市町の負担金額が減となったため、減額するものでございます。

その下の土地改良区深井戸電気料負担金48万3,000円の減は、住吉大沢地区と鯉淵柿橋地区の深井戸について、電気料の確定による減でございます。

その下の小規模土地改良事業補助金48万8,000円の増は、市内にある土地改良区内の農業用施設の修繕工事など2件に対し、補助するものでございます。まず、土師地内の水中ポンプについては、老朽化による機能低下で今年度に壊れてしまったため、来年度の耕作前にポンプの交換工事が必要であること。また、片庭地内においては、経年劣化により水中ポンプの機能が低下し、水田に十分な水を供給できないことから、用水管を設置して自然取水方式に変更し、安定した水の供給を図るため用水管を設置する必要があることから、いずれも事業費の3割を補助するため、増額するものでございます。

以上が農政課所管分の補正予算の説明となります。

続きまして、農政課栗ブランド戦略室所管の部分について、栗ブランド戦略室副参事から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 それでは、栗ブランド戦略室長藤咲 篤君。

○藤咲栗ブランド戦略室長 農政課栗ブランド戦略室の藤咲です。よろしくお願いいたします。

続きまして、農政課栗ブランド戦略室所管分について御説明いたします。

なお、農政課栗ブランド戦略室の補正予算は歳入のみでございますので、歳出はございません。

それでは歳入の補正予算について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

なお、歳入の補正予算の農政課栗ブランド戦略室の所管分の総額は60万円の増でございます。

18款寄附金、1項寄附金、7目農林水産業費寄附金、1節農業費寄附金60万円の増は、地方創生応援税制寄附金でございます。都内の不動産事業者から儲かる笠間の栗産地づくりの推進に対して寄附金、御寄附を頂くことになったため、増額でございます。

以上が農政課栗ブランド戦略室所管分の補正予算の説明であります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 さっきの19ページの寄附金なのだけれども、もう1回確認したいのだけれども、誰からこの寄附金を頂いたのか、もう1回分かりやすく教えてください。

○長谷川委員長 栗ブランド戦略室長藤咲 篤君。

○藤咲栗ブランド戦略室長 寄附金の申出がございましたのは、株式会社さくら不動産販売という事業者でございます。

こちら、令和7年2月2日に笠間市と持続可能なまちづくりに向けた連携協定を締結しました株式会社レジデンシャル不動産と経営統合した事業者でございまして、市のほうにそういった御厚意がありまして、今回寄附金を頂いた形になっております。

○長谷川委員長 村上委員。

○村上寿之委員 その不動産屋さんというのは笠間市内の不動産会社か、その辺を教えてください。

○長谷川委員長 栗ブランド戦略室長藤咲 篤君。

○藤咲栗ブランド戦略室長 こちらに関しては、都内の事業者になります。

○長谷川委員長 村上委員。

○村上寿之委員 何でそんな都内の方とのつながりがあるか、いろいろ考えれば、いいように考えればいいように取れるけれども、悪いように考えれば悪いように。

○長谷川委員長 それでは、礪山部長。

○礪山産業経済部長 それでは、私のほうからこの会社、空き家対策のほうで空き家の利活用というところで、先ほど室長のほうから説明した、事業連携協定を企画サイドのほうで結んだところの事業者が、今回笠間の特徴的な農産物である栗に対して支援をしたいということで寄附金を頂いたものでございます。

ですから、産業経済部農政課として直接この不動産屋さんとのやり取りというよりは、

市全体として空き家対策、まちづくりという視点で協定を結んでいる事業者ということになります。

よろしく申し上げます。

○村上寿之委員 了解。

○長谷川委員長 そのほかございませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 29ページの水田農業費の補正額がマイナス302万1,000円になった件の説明なのですが、新規需要米流通助成事業補助金として302万1,000円の減額になったということの説明をもう1回お願いしたいのですけれども。

○長谷川委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 昨年におきまして主食用米が不足してるということから、飼料米から主食用米に大きく転換された方がおりまして、その取組面積が減額になったことに伴い、こちらの補助金も減額になったところです。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、飼料米が減になったということ。それは、取り組む人が、その取組をやめたということになるのですか。その辺がよく分からない。

○長谷川委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 やめたというよりは、飼料用米から主食用米に転換したということでございます。

○石井 栄委員 分かりました。

○長谷川委員長 よろしいですか。

そのほか、皆さんございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでございました。

午前11時02分休憩

午前11時02分再開

○長谷川委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、商工課所管分、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、提案者の説明を求めます。

商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 商工課の桑嶋です。よろしく申し上げます。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、商工課分の補正予算内容

について御説明させていただきます。

まず最初に、債務負担行為について御説明させていただきます。

10ページをお開き願います。

10ページ上から2番目となります。石の百年館管理委託919万2,000円、こちらにつきましては、稲田駅に隣接された施設であります石の百年館の、令和8年度から令和10年度までの3年間の運営管理委託業務の債務負担行為でございます。

続きまして、歳入の内容について御説明させていただきます。

18ページをお開き願います。

中段辺りになります。16款県支出金、2項県補助金、7目商工費県補助金、1節商工費補助金、茨城県地方就職学生支援事業補助金105万4,000円は、事業内容は歳出で同補助事業がございますのでそちらで説明いたしますが、補助事業費の2分の1が国、4分の1が県、合計の4分の3が補助されるため、その収入分となります。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

30ページをお開き願います。

上から2段目になります。6款商工費、2項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金390万6,000円のうち、自治金融・振興金融保証料補給補助金は、自治金融と振興金融の融資を利用した際の保証料の補助を行うものです。

続きまして、地方就職学生支援事業補助金104万6,000円は、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学していた学生が県内の企業に就職し、笠間市に移住した際の就職活動等の交通費と移住の際に要した移転費、こちらの支援を行うための費用となります。

なお、歳入の項目で御説明したとおり、この事業は4分の3が国及び県からの補助となるため、市の負担は最終的には4分の1というふうになります。

以上が補正内容の説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 地方就職学生支援事業補助金104万6,000円なのですが、1人当たりになるとどの程度の支援をどういう形で行うのか、お願いします。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 こちらにつきましては、就職活動に必要な交通費と引っ越し、移転費です。こちらのほうとなりまして、交通費が上限が4,260円、移転費に関しましては上限6万6,000円、両方とも上限ですと7万260円という金額が支援される予定です。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 これは、どういうふう支援するのですか。後払いですか。それとも、事前に何かの形で渡すのですか、お願いします。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 すみません、ちょっと説明漏れておりました。

こちらにつきましては、後払いとなりますので、就職された後に申請という形になります。なので、今回補正させていただくのは、今年4月に就職された方が対象となります。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 細かいことなのですが、そうすると領収書か何かを添付して申請すればいいということですか。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 そのとおりでございます。

○長谷川委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、都市計画部建設課所管分、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、提案者の説明を求めます。

建設課長川松信一君。

○川松建設課長 建設課の川松です。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、建設課所管分の主なものについて御説明いたします。

予算書17ページを御覧ください。

下段、16款県支出金、1項県負担金、5目土木費県負担金、1節道路橋りょう費負担金、補正額5,900万円の減額につきましては、安居地内の茨城県農業総合センター外周道路整備における事業に伴う県からの負担金でございます。概要につきましては、支出予算において御説明いたします。

続きまして、予算書31ページを御覧ください。

2段目、7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、12節委託費、補正額につきましては、設計業務委託料における事業費が確定したため、566万5,000円を橋りょう定期点検委託料に組替えするものでございます。

続きまして、同じく3段目、3目道路新設改良費、12節委託料、補正額2,260万円の増

額につきましては、笠間市役所から筑波銀行のある交差点までの延長400メートルの無電柱化の事業に伴う測量設計等委託料でございます。

続きまして、同じく、14節工事請負費、補正額5,900万円の減額につきましては、安居地内の茨城県農業総合センター外周道路の整備におきまして、当初予定しておりました工事延長540メートルから、関係機関との協議により工事延長が180メートルに変更になったことによるものでございます。

続きまして、同じく、16節公有財産購入費、補正額2,345万6,000円の増額につきましては、友部駅前の県道平友部停車場線と市道との筑波銀行のある交差点の一部拡幅改修及び、ほか2路線の道路改良工事を行う用地買収費でございます。

続きまして、同じく、18節負担金補助及び交付金、補正額5,000万円の増額につきましては、県道平友部停車場線の延長320メートル無電柱化に伴う歩道整備工事の茨城県への負担金でございます。

続きまして、同じく下段になります。5目狭あい道路整備等促進費、12節委託料、補正額1,100万円の増額につきましては、大郷戸地内狭あい道路整備事業に伴う測量設計等委託料でございます。

建設課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いたします。

石井委員。

○石井 栄委員 21節補償補填及び賠償金というところで700万円の物件移転等補償費というのがありますけれども、物件移転等補償費というものの補償の額とか何かが、性質によって少し基準が変わりますよね。その辺の基準というのは、どういう場合には幾らの基準だとか、そういう基準がここで分かるのであれば、説明をお願いします。

○長谷川委員長 建設課長川松信一君。

○川松建設課長 補償の場所と金額でよろしいですか。

○石井 栄委員 そうですね。

○川松建設課長 一つが、八雲一丁目の市道の買収費の補償額ですが、立木補償と工作物、そういったものの補償費があります。それから、電柱移転で200万円ほどの予算を見込んでおります。

○長谷川委員長 石井委員、大丈夫ですか。

○石井 栄委員 いいです。

○長谷川委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでございました。

午前 11 時 22 分休憩

午前 11 時 23 分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、管理課所管分、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、提案者の説明を求めます。

管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 管理課鈴木でございます。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の管理課所管の主なものについて御説明いたします。

予算書10ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

表の上から6行目、道路等包括維持工事（友部地区）から9行目、道路等包括維持工事（岩間地区）までが管理課所管分でございます。各地区の導水路の維持管理などに令和8年4月1日から作業に着手するため令和7年度中に契約行為をする必要があり、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、予算書31ページを御覧ください。

1段目、7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、補正額315万7,000円のうち、10節需用費、光熱水費102万円の増額につきましては、道路照明灯に係る電気代でございます。

同じく、12節委託料、測量設計等委託料99万円の増額につきましては、岩間地区押辺地内における既存道路側溝の民地側への越境が判明したことによりまして、地積更正に係る委託料となります。

続きまして、2段目、2目道路維持費、14節導水路維持補修整備工事費232万5,000円の減額につきましては、友部地区の渋滞対策整備事業が国の補助制度の活用が見込まれることから、整備を次年度以降に実施することにいたします。

また、この事業費の一部を、各地区からの要望による道路及び水路等の維持補修に係る工事費へと組替えをしております。内容としまして、通学路安全点検結果等を踏まえ、各地区の小中学校周辺の通学路注意など路面表示32か所の新設更新工事及び舗装新設側溝整備工事を行います。友部地区の住吉地内と小原地区筒塙地内でそれぞれ1か所ずつ、合計で6,760万2,000円を計上いたします。

管理課の説明は以上でございます。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ではここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 29 分再開

○長谷川委員長 続きまして会議を再開いたします。

次に、都市計画課所管分、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、提案者の説明を求めます。

都市計画課長河原井浩典君。

○河原井都市計画課長 都市計画課の河原井です。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、都市計画課分の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書10ページを御覧ください。

債務負担行為補正、都市計画課所管分は、表の下から2段目、笠間芸術の森公園管理業務委託1億4,000万円、次の段、笠間芸術の森公園植物管理業務委託4億9,500万円、次のページに移りまして、表の1段目、笠間芸術の森公園駐車場料金徴収業務委託（陶炎祭）430万円、次の段の笠間中央公園植物管理業務委託1,490万円の4件でございます。笠間芸術の森公園及び笠間中央公園における植栽などの維持管理について、令和8年4月1日からの業務を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、笠間芸術の森公園の管理業務委託及び植物管理業務委託については、県から令和8年度から令和12年度までの5年間の期間で指定管理者候補者に選定されたことに伴い、同期間で債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

一番下の段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金、次のページに移りまして、1段目、社会資本整備総合交付金（地域住宅・子育て世帯支援）10万8,000円の減は、公営住宅子育て世帯支援事業における子育て世帯支援助成金の申請見込み件数の減に伴う減額でございます。

次に、歳出でございます。

32ページを御覧ください。

中段になります。7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費19万円の増額でございます。10節需用費修繕料67万円の増額につきましては、市営下市毛住宅において経年劣化により不具合が生じている浄化槽配管などの修繕に係る費用でございます。

次の18節負担金補助及び交付金、福原公営住宅子育て世帯支援助成金48万円の減額につ

きましては、申請見込み件数の減に伴う減額でございます。

以上で都市計画課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 説明が終わりました。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 公営住宅における負担金、見込みが減ったことによる収入減ということなのですが、見込みが、公営住宅による申請が減るということは、どういう原因でなったというふうに考えているのか、お聞きしたいなと思うのですが。

○長谷川委員長 都市計画課長河原井浩典君。

○河原井都市計画課長 補助金、1世帯当たり1万円補助金があるのですけれども、それが15世帯で見込んでいたものが13世帯の見込みになることから、補助金の減額、歳入の減ということで見えます。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、15件を見込んでいて13件になったということは、減ったということですね、そういう対象者が。公営住宅にそういう対象者が減ったということは、どういう理由なのかということなのですが、希望者が少ないのか、公営住宅に入る希望者が少ないのか、それとも公営住宅の設備や何かが十分ではないから入らないのか、ということが主な原因なのかなど。人口減であれば人口減でもいいです、そのことが知りたいなど。

○長谷川委員長 都市計画課長河原井浩典君。

○河原井都市計画課長 当補助金の目的についてなのですが、福原アパート及び市営住宅の福原住宅、ここに子育て世帯の移住定住を促進し、人口減少を抑制するというための目的を持って、当アパート、住宅に入居している方に補助金を支出するというようなものでございます。

15件というのは、これは当初予算計上する上で見込み数として15件計上していたもので、それが13件というところである程度確定見込みが出てきたので、この12月補正で歳入の減ということを考えております。

○長谷川委員長 暫時休憩しましょう。

午前11時35分休憩

午前11時37分再開

○長谷川委員長 それでは会議を再開いたします。

石井委員、先ほどの質問をもう1回言ってください。

○石井 栄委員 15件が13件になる見込みだということで、それで費用の減額が見込まれるということでやったわけですね。こういう報告があったわけですね。

私はそれがどういう理由で、あそこの住宅の空き室が結構あるという話も聞いておりまして、住宅の利用が少ないのであれば、どういう要因で少なくなっちゃったのかなということまで分かればいいなと思って、質問をさせていただいたのですが。

○長谷川委員長 すみません、予算のことなので、2件どうなったかだけ答えて、それでまとめさせてください。この予算の話だけで、答えをお願いいたします。先ほど言ったことを、もう1回答えてください。

それでは、都市計画課長河原井浩典君。

○河原井都市計画課長 当初予算においては15件見込みということで、15世帯ということで予算計上しておりましたが、2件退居があったということで13件ということになってございます。

○長谷川委員長 石井委員、そのような形で御理解いただいてもよろしいですか。予算内の意見で、今回は別のところをお願いいたします。今回は、予算の話をしてください。

それではほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 よろしいですね。

それではここで暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時44分再開

○長谷川委員長 それでは休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に、農業委員会事務局所管分、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、提案者の説明を求めます。

農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）のうち、農業委員会事務局所管分の補正予算について説明させていただきます。

初めに、歳入ですが、歳入についての補正はございません。

続きまして、歳出の補正予算について説明させていただきます。

補正予算書28ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の補正額は12万6,000円を増額するものです。内容につきましては、17節備品購入費7万6,000円の増につきましては、農地利用最適化推進員が使用している国から配付されたタブレット2台に不具合が生じたため、タブレットの更新を行うための費用となります。

以上で農業委員会事務局所管の補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○長谷川委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道部水道課所管分、議案第101号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）について、提案者の説明を求めます。

水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 それでは、議案第101号をお開き願います。令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為を補正するものでございます。内容は、水道薬品購入につきまして、浄水場で使用する薬品を令和8年度当初から切れ目なく手配する必要があるため、本年度中に契約事務を進める必要がありますことから、債務負担行為をできる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

説明は以上です。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○長谷川委員長 それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、下水道課所管分、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、提案者の説明を求めます。

下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 それでは、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、下水道課所管分につきまして御説明申し上げます。

9ページ、第3表、債務負担行為補正を御覧ください。

上から6行目になります。合併処理浄化槽設置費補助金受付業務委託は、合併処理浄化

槽を設置するものの補助金申請の受付、浄化槽設置状況の中間検査などに関する業務であり、令和8年度当初から発生する業務のため、本年度中に契約行為を進める必要があることから、記載のとおり定めるものでございます。

なお、この業務は、上下水道使用料の賦課徴収業務などを委託しているお客様センターに業務を委託し、窓口業務の一本化による市民の利便性向上を図るため、令和8年度から新規に実施いたします。

以上で議案第98号の説明を終わります。

○長谷川委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案者の説明を求めます。

下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 それでは続きまして、議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の主なものにつきまして御説明申し上げます。

3ページ、第6条、債務負担行為を御覧ください。

表に記載の公共下水道施設汚泥運搬業務委託、公共下水道施設汚泥処分業務委託、農業集落排水処理施設汚泥引抜運搬処分業務委託の3件につきまして、いずれの業務も令和8年度当初から発生する業務のため本年度中に契約事務を進める必要があることから、記載のとおり定めるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

補正予算明細書になります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目1節一般会計補助金は、この後御説明いたします支出予算の増により、一般会計からの補助金を増額するものでございます。

5目雑収益、1節不用品売却益418万円は、浄化センターともべの施設更新工事で発生した鉄くずなどの売払い代金でございます。

次に、支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目汚水管路費、5節動力費162万6,000円の増額及び3目処理場費、12節動力費1,332万1,000円の増額並びに4目ポンプ場費、4節動力費244万5,000円の増額は、処理場などの動力費で電気料金などの不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款下水道事業資本的収入、8 項 1 目 1 節県補助金18万9,000円の減は、農業集落排水事業における補助金額の確定により、減額するものでございます。

次に、支出でございます。

1 款下水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目汚水管路建設費、1 節委託料486万7,000円は、美原地内において実施するカメラ調査業務委託料を増額するものでございます。

次に、2 目処理場建設費、7 節委託料36万9,000円の減は、安居地区処理場の機能強化対策に係る計画概要書作成業務委託料の入札差金による減額でございます。

以上で議案第102号の説明を終わります。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

質疑のある方は、挙手のほうお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午前 1 1 時 5 8 分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

以上で建設産業分科会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審査をいただきました内容は、予算決算委員会後期全体会で報告することになります。

ここで、これより自由討議に入らせていただきたいと思います。

自由討議に関しましては、報告に盛り込んでいただきたいと思いますこと、皆様の御意見のほか、さらにこんなことを入れてほしいということがございましたら、挙手にてお願いいたします。

もし、大丈夫でしたら、いただいた御意見の中から作成のほうをさせていただいて発表という形になりますが、1 回目なのでよろしいですか、今回は。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 そうしましたら、報告書の作成につきましては従来どおり、正副委員長一任という形で、今回はまずやらせていただきたいと思います。また何かありましたら、改善のほうしていければいいかなと思っております。

以上をもちまして、予算決算委員会建設産業分科会を閉会といたします。

本日は大変お疲れさまでした。

午後零時 0 0 分閉会